

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

27 February 2025

2025年金融機関展望レポート (英語) 発行のお知らせ

ベーカーマッケンジーの金融機関担当弁護士が、2025年に金融機関に影響を与えるトピックについて考察する「2025年金融機関展望レポート」を発行いたしました。今年も、地政学的リスク、テクノロジーの進化、規制の進展などにより、継続的な変化がもたらされることは明らかなです。金融機関はリスクコントロールに留まらず、チャンスをものにするための準備が益々重要となっています。

本レポートは、フィンテックやデジタルトランスフォーメーション、サステナビリティ、規制審査といった金融機関が直面するリスク要因に関する最新情報を網羅しています。

また、アセットマネジメント、ファイナンシャルスポンサーや投資銀行向けに、税制、オルタナティブ・ファイナンス、アダプテーション・ファイナンス、EU域外銀行支店規則などについても解説しています。

詳しくはこちらをご覧ください。



Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 103

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 103 となる本号では、日本、経済産業省「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会 会社法の改正に関する報告書の公表、マレーシア IRB が移転価格ガイドライン及び移転価格調査フレームワークを公表等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. グローバル

グローバル：第二の柱に係る最新 Administrative Guidance の公表

2. 日本

日本：「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会 会社法の改正に関する報告書の公表

3. アジア

マレーシア：IRB が移転価格ガイドライン及び移転価格調査フレームワークを公表

タイ：IIR、UTPR 及び QDMTT の導入

香港：越境組織変更 (Re-domiciliation) 制度案について

4. 米州

米国：外国が課す「域外税」及び「差別的税」に対する対抗税制法案

5. アフリカ

南アフリカ：会社法改正

「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」改訂版発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。

金融サービス業界は、生成AIやデジタルアセットなどの急速な技術進歩、厳しさを増すマネーロンダリング対策（AML）や制裁体制、新たなESG課題や継続的な業界再編などを背景に、大きな変革期が続いています。これらに伴う規制の変化は、導入の複雑さや地域により異なる規制と相まって、企業に重大なリスクをもたらします。

本改訂版では、このような課題に対応するため、急成長する暗号資産、AML及びCFT監督当局、更に外部委託先への規制拡大を取り上げています。金融商品の販売や新規市場へのサービス提供の際の簡易な参照資料として利用可能で、世界の銀行や金融サービス会社に適用される規制を網羅しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は、こちらからアクセスしてください。



1. グローバル

グローバル

第二の柱に係る最新 Administrative Guidance の公表

2025年1月15日、OECDはBEPSに関するOECD/G20包括的枠組み（以下、「IF」）で合意されたAdministrative Guidanceの最新版を公表した。今回のAdministrative Guidanceは第5回目のもとなる。しかし、Administrative Guidanceのコメントからすると、これが最終回のもとなる可能性は低い。これまでのAdministrative Guidanceと同様、GLOBEモデル・ルールのコメントリーに変更が加えられており、特定の状況においてルールの運用が大幅に変更され、その結果、影響を受ける納税者の税負担が増加する可能性がある。

今回のAdministrative Guidanceでは、GloBEルールに適合するIIR及びQDMTTを課することとされている国又は地域についてリストが公表されている（なお、このことについては、国税庁HPに掲載されている「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関するQ&A」が令和7年1月に改訂されており、それでも触れられている）。QDMTTに関しては、QDMTTセーフ・ハーバーの適用対象かについても記載されている。このリストは、2024年にIIR及びQDMTTを導入した国・地域のみを対象としているようであり、また定期的かつ適時に更新されていくものとされている。

その他、今回のAdministrative Guidanceにおいては、モデル・ルールの9.1条に係る一定の繰延税金資産に係る計算の調整、GloBE information returnに係るモデル・ルールの8.1.4条、8.1.5条に係る解説などが行われている。

2. 日本

日本

「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会 会社法の改正に関する報告書の公表

はじめに

2025年1月17日、経済産業省は、日本企業の「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス改革の進め方や会社法の改正の方向性等について検討することを目的として2024年9月18日に設置された「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会（以下、「本研究会」）における検討を踏まえ、「「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会 会社法の改正に関する報告書」（以下、「本報告書」）を公表した¹。

本報告書は、コーポレートガバナンスが実効的に機能することで「稼ぐ力」を強化することまでには至っていない企業が一定数存在すると考えられること、資本市場についても、一部の投資家において、画一的な数値基準や議決権行使助言会社の助言等に基づく形式的な対応がなされており、企業の成長投資を後押しするような適切な株主との対話（エンゲージメント）がされていないことといった問題意識から、各企業における価値創造ストーリーを実行するための企業の選択肢の拡大や、企業と株主との意味のあるエンゲージメントの促進に資する制度の見直しを早期に図ることが重要であるとする。また、企業経営や企業を取り巻く資本市場の今後の変化も踏まえつつ、企業経営の根幹となる機関設計の在り方や株主総会の在り方についても一体的に検討していくことが必要であるとした上で、「価値創造ストーリーの実行」、「価値創造ストーリーの構築」及び「エンゲージメント（対話の実質

¹ https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/earning_power/pdf/20250117_2.pdf

「規制強化期におけるM&A成功法 (英語)」発行のお知らせ

金利の上昇やマクロ経済の不透明感により減速していたM&Aは、2024年後半に再び活発化する見通しです。そこで重要となるのは、最新の市場動向や法的発展を常に見極めることです。企業は、ビジネスモデルを再定義し、買収を通じたイノベーションやシナジーの推進、カーブアウトや売却を通じた経営資源の最適化を行い、市場の課題に適応しなければなりません。投資ファンド等のフィナンシャルスポンサーは、パイアンドビルド戦略を通じたポートフォリオの合理化、エグジツトセールスやセカンダリー取引を通じた投資家へのリターン創出を迫られています。

しかし、M&A環境は、規制の観点から厳しさを増しています。独占禁止法、外国直接投資(FDI)、そして最近では欧州連合(EU)の規制当局による外国補助金(FSR)といった分野における監視強化は、M&A取引のハードルを一層高めています。

本ガイドでは、ペーカーマッケンジーの専門家が、今後予想される規制上の課題や、それらがM&A取引に与える影響について解説し、取引当事者がこれら課題を乗り越えるための指針を提示します。

画像をクリックしてご覧ください。



化・効率化)」という3つの観点から、今後の会社法改正において期待される事項を提示している。

会社法改正に関しては、2025年2月10日に開催された法制審議会総会において会社法制の見直しに係る諮問²がなされ、新設の会社法制(株式・株主総会等関係)部会において今後法改正の議論がなされることとなる³。

以下、本報告書について概説する。

価値創造ストーリーの実行

本報告書は、各企業が構築した価値創造ストーリーやそれに基づく具体的な成長戦略を円滑に実現させるための法制度整備の方向性として、以下のとおり提案する。

① 従業員・子会社の役職員に対する株式の無償交付

従業員や子会社の役職員に対して株式を付与することは、人材の価値を引き出しながら企業価値を高めていく上で有意義である一方で、現行法上、従業員や子会社の役職員に対して株式を付与する場合、従業員に対して付与した金銭債権を現物出資するという構成によらざるを得ず、実務上の負担が大きい。

かかる負担を軽減するという観点から、従業員への株式の無償交付にあたっては株主総会手続を不要とすることが望ましい。また、子会社の役職員に対する株式への無償交付について、完全子会社の役職員については、当該子会社の企業価値向上を通じて親会社に対して間接的に便益の提供をしているとの評価が可能であるため、株式の無償交付の対象に含めるべきであるとしつつ、完全子会社以外の子会社についても、当該子会社の少数株主の利益の保護が図られているかという観点から適切な範囲を検討することが望ましい。

② 株式対価 M&A (株式交付制度の対象の拡大及び手続の緩和)

日本企業が実施するM&Aでは、現金のみが対価とされることが一般的であるが、上場会社の株式の流動性を活用し、自社の株式を対価とする(又は現金と自社株式の混合対価とする)ことで、現金対価の場合では実現が困難な大規模なM&A取引を行うことが可能になると考えられる。現行法上、株式交付制度が創設され、自社株式を対価として他の株式会社を子会社化する取引が可能となっている一方で、株式交付制度の対象は国内の株式会社の議決権過半数を取得する場合に限られており、外国会社を子会社化する場合や既に議決権の過半数を取得している会社の株式を追加取得する場合等においては利用できない。また、株式交付に反対する株式交付親会社(買収者)の株主に株式買取請求権が認められているところ、これが行使されることにより、株式交付親会社(買収者)において、不測の金銭の支出が発生する可能性があるため、株式交付制度を利用する上で障壁となっているとの指摘がある。

これらの点を踏まえて、株式交付制度の対象を外国会社の子会社化や子会社の株式の追加取得等にも拡大するとともに、実質的に株式の有償譲渡や現物出資に類似している株式交付制度において反対株主に株式買取請求を認める必要性が乏しいことを鑑みて、買収者の反対株主の株式買取請求権の行使を認めないものとするのが望ましい。

² https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500044_00005.html

³ 主な検討事項としては、①株式の発行の在り方(従業員等に対する株式の無償交付、株式交付制度の見直し及び現物出資規制の見直し)、②株主総会の在り方(バーチャルオンリー株主総会及びバーチャルオンリー社債権者集会、及び実質株主確認制度)、並びに③企業統治の在り方(指名委員会等設置会社制度の見直し)が挙げられている。

「グローバル・プライベートM&Aガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法及びその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



③ キャッシュ・アウト（株式等売渡請求の要件の緩和）

企業による大胆な事業ポートフォリオの再編・成長投資や業界再編を促進するために、上場会社間の大規模な買収において利用されるキャッシュ・アウト（現金を対価として少数株主を会社から退出させること）の 절차를効率化・合理化することは重要と考えられる。また、上場を継続するメリットとデメリットを比較衡量し、非上場化を選択した企業が円滑に実行する手段を整備するという意義も認められる。実務上、上場会社を完全子会社化（非上場化）する場合、公開買付けを実施し一定数以上の株式を任意に取得した上で、残りの少数株主の保有する株式を強制取得する（キャッシュ・アウト）方法が定着しているところ、現行法上、キャッシュ・アウトの方法として(i)株主総会における3分の2以上の議決権を必要とする株式併合と、(ii)単独で90%の議決権を保有している場合に、取締役会決議で行うことができる株式等売渡請求の2つの方法が一般的に用いられている。もっとも、買収者が公開買付けによって3分の2以上90%未満の株式を取得したケースにおいては、キャッシュ・アウトは確実であるにもかかわらず、(ii)の株式等売渡請求による迅速かつ簡便な方法が利用できず、(i)の株式併合の方法で株主総会を開催する必要があるため、時間的・手続的コストが発生する。

かかる観点から、少数株主の利益が不当に害されることのないように留意しつつ、株式等売渡請求をより広範に利用可能とし、キャッシュ・アウト制度をより合理的・効率的な制度とすることが望ましく、例えば、株式等売渡請求の議決権要件の緩和（例：3分の2以上に引き下げ）や、複数の買収者（例えばMBOの場合における代表取締役とPEファンド等）の議決権の合算を可能とすることが考えられる。

④ 社債権者集会のバーチャル化

社債市場を活性化することは、上場・非上場を問わず、企業の成長投資に向けた多様な資金調達手段を確保することにつながり、企業金融の観点から重要な意義を有するものと考えられる一方で、社債の利用状況は低水準にとどまっている。社債の活用が進まなかった要因は複合的であるところ、信用リスクが相対的に高い社債を中心に、社債権者保護が十分に図られていなかったことがその要因の一つとして指摘されている。特に国内において、社債の発行会社に一定の義務を課すコベンツの内容が社債権者保護の観点から不十分であることが多い。社債権者保護に資するような実効的なコベンツを付与するためには、社債権者集会を迅速に開催できることが重要となるところ、現行法上は、バーチャルのみで社債権者集会を開催することはできず、ハイブリッド型での開催の可否も解釈に委ねられており、社債権者集会の開催方法の選択肢が限定されている。

以上を踏まえ、基本的にはバーチャルオンリー株主総会やハイブリッド型株主総会と同様の制度設計とした上で、社債権者集会のバーチャル化を実現することが考えられる。

⑤ 責任限定契約

企業を取り巻く外部環境が複雑化している中、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、中長期目線での攻めの成長投資を行っていく必要があるところ、各企業のコーポレートガバナンス体制や、その基盤となる法制度はこのようリスクテイクを後押しするものである必要がある。一方で、現行法上、業務執行取締役・執行役（以下、「業務執行取締役等」）の任務懈怠責任の全額を免除するためには総株主の同意が必要とされており、また、業務執行取締役等に悪意や重過失がなく、その一部を免除するにすぎない場合も都度、株主総会の特別決議等の手続を経ることが必要とされている。さらに、業務執行取締役等との間で、会社に対する任務懈怠責任を予め一定額に限定する責任限定契約を締結することはできない。なお、多くの企業において、業務執行取締役等との間でD&O保険契約（会社役員賠

「グローバルグループ再編ガイド」発行のお知らせ

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻りにグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニュースレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



償責任保険)が締結されているところ、D&O 保険では補償上限額や支払除外事由が規定される場合もあり、D&O 保険のみでは経営者に対して適切なリスクテイクを促すのに不十分な場合もあると考えられる。

かかる現状を踏まえ、経営者の適切なリスクテイクを可能とし、大胆な成長戦略の実現を後押しするという観点から、業務執行取締役等も責任限定契約を締結できるようにすることが望ましい。

機関設計（価値創造ストーリーの構築）

本報告書は、企業における機関設計（監査役会設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社）について「各企業におけるコーポレートガバナンス体制の基盤となるもの」とし、機関設計制度が、「各企業において最適なコーポレートガバナンス体制を実現することを可能とし、後押しするものであることが必要である」とする。

その上で、指名委員会等設置会社は、モニタリングモデルを志向する企業になじむ機関設計と考えられている一方で、社外取締役が取締役の過半数を占める場合でも、指名委員会・報酬委員会の決定を覆すことができない点で、モニタリングモデルを志向する企業においても使いにくい制度となっているという指摘や、反対に、かかる問題は運用面の改善（委員会と取締役会の連携強化等）や工夫（取締役全員を各委員会の委員とする等）により対処が可能であるため喫緊の課題ではなく、むしろ機関設計制度全体について見直しを検討するべきであるとの意見について言及した上で、指名委員会等設置会社における委員会の権限の優先的な見直しの要否について今後の検討に委ねている。その上で、指名委員会等設置会社の委員会の権限を優先的に見直す場合は、取締役の過半数を社外取締役が占める指名委員会等設置会社における取締役候補者の指名権限は取締役会に帰属させるべきであり、また、報酬決定権限について取締役会に帰属させることも考えられるとする。

エンゲージメント（対話の実質化・効率化）

本報告書は、「稼ぐ力」の強化に当たって、株主・投資家とのエンゲージメントを通じ資本市場からの意見・評価を受け止めた上で、構築した価値創造ストーリーをブラッシュアップしていくことが必要であり、その前提として、企業と株主の双方から必要かつ十分な開示を行うことが建設的かつ実効的なエンゲージメントを実施する上で重要であるとする。かかる観点から、法制度整備の方向性について以下のとおり提案する。

① 実質株主の情報開示

現行法上は、大量保有報告制度の適用対象となる場合を除き、企業が実質株主を把握する制度が存在しない。また、そもそも、大量保有報告制度は市場の透明性・公正性を高め、投資者を保護することを目的とする制度であり、当該制度に基づき開示されている情報は、企業がエンゲージメントの際に利用する情報としては不十分な場合もある。50%以上の上場企業が行っている実質株主判明調査についても、把握できる株主の範囲に限界があることや、調査に多額の費用負担が発生することが課題として指摘されており、企業が効率的かつ正確性をもって実質株主の情報を取得することを可能とする制度を整備する必要がある。

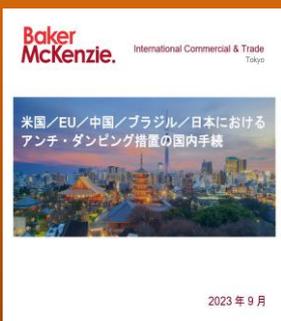
以上を踏まえて、本報告書は、欧州諸国の制度を参考に、企業が実質株主や名義株主に対してその保有状況や実質株主に関する情報について質問した場合には、その質問に対する回答を義務づける制度を提示する。また、当該制度に違反した株主への措置として、議決権の停止は強力な制裁であるとしつつも、制度の実効性を確保する観点から、（違反の程度や態様等も踏まえて）少なくとも一定の場合には違反した株主の議決権を停止することが可能な制度とすることが望ましいとしている。

「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



② 一体開示（事業報告等と有価証券報告書の一体化）

日本企業は、会社法に基づく事業報告及び計算書類（以下、「事業報告等」）、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等、様々な形式で会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報を開示しているところ、事業報告等と有価証券報告書の記載事項は大部分において重複するにもかかわらず、両書類を別個に作成し、別日に開示する実務が定着している。その結果、一部の企業や株主において負担が生じている可能性がある。

かかる状況を踏まえて、事業報告等と有価証券報告書を一体の書類として同時に開示すること（一体開示）を通じて開示書類作成を効率化・合理化することを志向する企業が、それを任意に進めることができる環境整備を行うことが有意義と考えられる。一方で、一体開示をした場合、その部分が事業報告等や有価証券報告書に該当するかが不明確となり、役員の義務や責任の範囲等に関する法令の適用関係が不明確になる可能性や、一体開示を行う場合、株主総会の3週間前までに⁴有価証券報告書を作成することは実務上困難であることといった課題が存在することを鑑みて、開示とそれを踏まえた企業と株主の対話の在り方の全体について今後検討を深めていくことが期待される。

③ バーチャルオンリー株主総会

現行会社法に基づきバーチャルオンリー株主総会を開催することはできないとの意見が有力であるところ、会社法の特例として産業競争力強化法に基づき、その開催が可能となっているが、同法に基づきバーチャルオンリー株主総会を開催するためには、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることが必要とされており、企業にとって一定の負担が生じている。

そこで、会社法上、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とし、確認手続を不要とすることに加えて、その他に課題となっている事項（通信障害対策が備わったシステム導入の負担、通信障害に起因する株主総会決議の取消しリスク等）を解消し、株主総会のバーチャル化を志向する企業において使いやすい制度とすることが望ましい。

④ 株主提案権（議決権数要件の廃止）

現行法上、株主提案権は、(i) 総議決権の1%以上又は(ii) 議決権300個以上を6か月以上保有する株主に認められるところ、個人投資家が投資しやすい環境を整備するために、多くの会社が株式分割を行った結果、非常に少数の議決権割合しか有しない株主であっても株主提案が可能となり、濫用的な株主提案がなされているとの指摘がある。また、そもそも議決権数を基準として要件を設定する場合、株式分割等の事由によって、株主提案を行うために必要となる議決権割合や必要投資額が大きく変動することになり、合理的ではないと考えられる。

かかる観点から、株主提案権の要件のうち、議決権数を基準とする要件（議決権300個）は廃止すること望ましいと考えられる。他方で、株主提案権の過度な制約とならないよう留意する必要がある。例えば、代替的に、投資金額の要件（一定金額以上の市場価額の株式を保有していること等）や、株主人数等の要件を設定することの可否等を含めて、今後検討する必要がある。

⁴ 事業報告等は遅くとも株主総会の3週間前までに電子提供措置をとる必要があるところ、一体開示の場合は、それまでに有価証券報告書のEDINET開示が必要となる（会社法第325条の3第1項）。

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域に又がることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦術、上場企業のM&A取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



⑤ 書面決議（非上場会社における書面決議要件の緩和）

現行制度上、非上場会社において、株主総会決議事項に関する意思決定を迅速かつ効率的な方法で行う手段として、株主総会の書面決議制度が活用されている一方で、特定の株主が多数の議決権を保有していることにより決議の結果があらかじめ定まっているにもかかわらず、ごく少数の株主の同意が得られないこと等により書面決議を利用することができない事例があり、特にスタートアップ企業において迅速な意思決定が妨げられるようなケースが生じている。

かかる状況を踏まえて、非上場会社については書面決議要件を緩和することが望ましいとしつつ、かかる要件の緩和により株主の利益（株主総会において決議に向けた審議を行う機会、決議事項についての差止請求等を行う機会）が害されることがないように、全株主に対する書面決議の対象とする議案の通知の義務化や決議に向けた審議が特に重要と考えられる議案については書面決議要件の緩和の例外とするといった措置を含め、制度設計について検討する必要がある。

⑥ 株主総会の在り方

事前の議決権行使によって決議の帰趨が見えているような場合であっても、多額の費用をかけて株主総会を開催することの必要性を疑問視する声や、会議体の構成員である株主が極めて多数に及ぶ上場会社においては、株主総会が意思決定に向けた審議の場としては実質的に機能していないケースが多いとの指摘が存在することから、現行の株主総会の実態に沿った形で、株主総会の手続を効率化、合理化するよう、さらに検討を深めていくことが望ましい。具体的には、意思決定内容が事前の議決権行使により予め決まっている場合に、事前の議決権行使により株主総会の決議があったものとみなす制度を創設することや、株主の質問権や取締役等の説明義務の範囲・程度について見直すこと等が考えられる。

その他

少数株主による株主総会招集請求権により招集された株主総会における調査者制度（会社法第316条第2項）に関して、調査者の客観性・自律性が確保されていないとの指摘や、調査権限が広く解釈されて濫用のおそれがあるといった指摘がされていることに鑑み、本制度が利用された事例の実態や、今後本制度が濫用されるおそれ等も考慮しながら、本制度が策定された経緯や、会社法第358条に規定される検査役制度との均衡等も踏まえて、必要に応じてあるべき制度設計を検討していくことが望ましいとしている。

また、中長期的な目線を有する株主が、意思決定のプロセスにおいて重要な役割を果たすことができるようにするとともに、そのような株主を増加させるため、長期間継続して株式を保有する株主に対して、複数の議決権を付与する等の優遇措置を導入すべきとの指摘について言及した上で、かかる制度を導入した場合、経営に対する外部からの規律を弱める等、様々な影響が生じる可能性があるとの指摘も踏まえて、多角的に検討していくことが必要であるとしている。

その他、本研究会において、以下の論点に関連した改正を検討すべきという意見が示された。

- 多様なステークホルダーへの配慮

会社法において、取締役が従業員や取引先等のステークホルダーに配慮する義務を規定。

- 株主代表訴訟制度の見直し

「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU 及びその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネーロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご覧ください。

本レポート（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



株主代表訴訟要件の厳格化（議決権要件の設定等）、社外取締役による訴訟委員会制度の創設等。

- 株主総会招集請求権制度の見直し

株主総会招集請求権の行使条件（総議決権の3%以上）を引き上げ。

- 大量保有報告制度違反への罰則の強化

大量保有報告制度の違反事例が多く見られることを踏まえ、違反者に対する議決権の停止等の罰則を強化。

終わりに

前記のとおり、会社法の改正に関しては、今後法制審議会の会社法制（株式・株主総会等関係）部会において議論されることとなり、本報告書の内容もその議論にあたって参考にされるものと考えられる。各企業においては、本報告書で示された会社法改正の方向性及び今後の法制審議会における議論を注視しておくことが望ましい。

[最初のページに戻る](#)

3. アジア

マレーシア

IRB が移転価格ガイドライン及び移転価格調査フレームワークを公表

概要

マレーシア内国歳入庁（以下、「IRB」）は、2024年12月24日付で、マレーシア移転価格ガイドライン2024（以下、「TPガイドライン2024」）及び移転価格調査フレームワーク（以下、「TP調査フレームワーク2024」）を公表した。本記事においては、TPガイドライン2024及びTP調査フレームワーク2024により導入された主な変更点について詳述する。

TPガイドライン2024

1. はじめに

新しいTPガイドライン2024は、賦課年度2023年から適用される。

全体として、TPガイドライン2024は、経済協力開発機構（以下、「OECD」）発行のガイダンスである所得税（移転価格）規則2023⁵（以下、「TP規則2023」）と概ね整合するものであり、マレーシアの移転価格状況につき重要な変更点を導入している。

2. TPガイドライン2024における主な変更点

- ① 移転価格同時算定文書（以下、「TP文書」）の作成免除

TPガイドライン2024において、以下のいずれかに該当する者についてはTP文書の作成が免除される。

- 事業を営んでいない個人

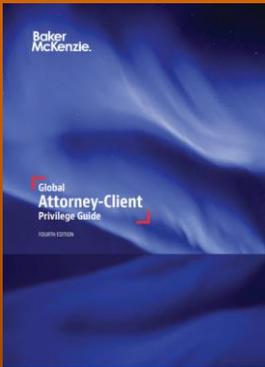
⁵ TP規則2023からの主な変更点については、[弊社マレーシアオフィスのアラート](#)を参照のこと。

「弁護士・依頼者間の秘匿特権（英語）」グローバルガイド 第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権（英語）」グローバルガイド第4版を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。世界情勢から紛争リスクの高まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



- 国内における関連者間取引のみに従事する事業を営む個人
- 100万リングット以下の関連者間取引を行った者
- 国内における関連者間取引のみを行った場合において、両当事者共に(i) 税制優遇措置を享受していない者、(ii) 同率の実効税率が課される者又は (iii) 関連者間取引を行った時点の2年前から連続して損失を出していない者

TPガイドライン2024は、上記の例外に該当するか否かにかかわらず、関連者間取引を行った納税者は依然、独立企業間原則を遵守する必要があり、かつ独立企業間価格を裏付ける文書を保持しなければならないことを明確にしている。

② TP文書作成を要する基準値の調整

納税者が関連者間取引を行う場合であって、上記①の免除対象に該当しない場合は、TP文書の作成義務を負う。

- 免除対象外の納税者が以下の基準値を超える取引を行う場合、旧TPガイドラインとは異なり、新しい基準値に基づき完全版TP文書の作成が必要である

旧TPガイドライン2012	TPガイドライン2024
<ul style="list-style-type: none"> ○ 総収入が<u>2,500万リングット</u>を超え、かつ、関連者取引が<u>1,500万リングット</u>を超える場合 ○ 5,000万リングットを超える経済的援助を提供する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業総収入が<u>3,000万リングット</u>を超え、かつ、クロスボーダー関連者取引が年間1,000万リングットを超える場合 ○ 年間5,000万リングットを超える関連者経済的援助を提供する場合

- 免除対象外の納税者が以上の基準値を超えない場合、簡易移転価格文書の形で簡易版TP文書を作成することで足りる

a. 低付加価値のグループ内サービスに対する簡易的アプローチの導入

OECD及び国連のガイダンスに沿って、TPガイドライン2024は低付加価値グループ内サービス（以下、「LVAS」）のセーフハーバーを導入した。主なポイントは以下の通りである。

- LVASは、多国籍企業（以下、「MNE」）グループの中核的な事業運営に不可欠ではない支援サービスと定義されている
- マレーシアのサービス・プロバイダーがLVASを提供する場合、ベンチマーク調査を実施することなく、すべての関連コストに対し、一律5%のマークアップ率を適用することができる
- LVASの定義に合致するサービスの例としては、経理、人事、ITサービス、法務、一般管理業務などがある

b. 調査過程におけるベンチマーク分析の更新

- TP 文書は、移転価格文書が確定した時点で財務データが入手可能であるため、多くの場合、企業の業績を前年度の比較対象企業の財務データと比較することによって作成される
- このような状況において、TP ガイドライン 2024 は、調査にあたって同会計年度の比較対象企業の財務データと比較するため、IRB が納税者に対し、移転価格文書の更新を要求可能としている
- 更新されたベンチマークの結果、移転価格の調整が行われた場合、最大 5% の課徴金が課される可能性がある

c. パススルー・コストに関するガイダンス

パススルー・コスト（通常、マークアップは適用されない）とは、付加価値機能を果たさず、これらのコストに関連するリスクも負わない者が、グループ構成員又は独立した顧客のために、仲介者として行動する際に発生する費用をいう。

IRB は、パススルー・コストに関する立場を明確化し、その具体的な条件及び要件を確認した。

d. 事業再編に関するガイダンス

TP ガイドライン 2024 は、OECD ガイドラインの事業再編に関する原則に概ね沿うよう、事業再編に関するガイダンスを大幅に拡大した。

企業にとって重要な点は、主に以下の通りである。

- (i) 価値の移転、又は(ii) 関連当事者間の事業について終了若しくは大幅な再交渉があったかどうか。このような状況が存在する場合、これにより悪影響を受けた会社に対して独立企業間による支払が保証される場合がある
- 事業再編によって機能、資産又はリスクが減少する場合、それが実質的に反映されているかどうか
- TP ガイドライン 2024 には、TP 文書において事業再編を支援するために IRB が求める情報及び文書について詳述する、新章が設けられている

e. TP 文書最低要件の緩和

TP ガイドライン 2024 は、完全版移転価格文書と同様に、簡易版 TP 文書も、関連者間取引が発生した時点が属する評価年度における税務申告書の提出前に作成し、かつ提出日以前の日付を記入しなければならないことを明確にしている。

簡易版 TP 文書作成において、関連者間取引及び価格決定方針に関する包括的な詳細は、以下に定義される主要な関連者間取引いずれかについてののみ必要となる。

- 納税者の主たる事業に関連する取引
- 納税者の主たる事業活動に関連しないが、各評価年度における営業収益の 20% 以上を占める取引

上記の主要な関連者間取引の概要については、簡易版 TP 文書に記載されることを要するが、詳細な文書化までは不要である。

f. グループ内金融取引に関する個別のガイドライン

金融取引の独立企業間価格及びその条件の決定には複雑さが伴うという認識の下、IRB はグループ内金融取引における移転価格要件に対応するためのガイドラインを別途発表する予定である。

3. 要点

- 特に、TP 規則 2023 で導入された移転価格文書作成のための重要な文書要件を考慮すると、完全版移転価格文書作成の免除規定創設及び基準値の変更は、地方の企業グループや中小企業にとって好ましい変更といえる
- 関連者間取引があり、かつ免除要件を満たさない納税者は、簡易版 TP 文書を作成しなければならないことに留意する必要がある
- LVAS を提供するマレーシア企業は、現在、簡素化された文書体系を有するが、納税者の TP 文書には、自身のサービスが LVAS の定義に合致することを正当化する理由、及びコストプール並びに適用されるマークアップ率を示す計算についても記載を要することに留意すべきである
- 納税者は、自身の移転価格ポリシー及び移転価格文書が、パススルー・コストについても適切に文書化することを示し、かつ、TP ガイドライン 2024 の IRB の要件に適合するものであることを確認する必要がある
- マレーシア企業の機能、資産又はリスクの削減をもたらすような事業再編については、確固とした分析及び文書化による裏付けが必要である

TP 調査フレームワーク 2024

1. はじめに

TP 調査フレームワーク 2024 は 2024 年 12 月 24 日に発効し、2019 年から実施されていた以前のフレームワークに代替する。TP 調査フレームワーク 2024 による主な変更点は以下の通りである。

2. TP 調査フレームワーク 2024 における主な変更点

i. ケース選択基準の変更

TP 調査フレームワークにおいて、移転価格につき調査するケースは現在、以下に基づいて選択される。

- リスク評価基準
- 組織再編を実施した企業に焦点を当てる
- 外国の税務当局を含む第三者から得た情報に基づく

ii. 最低評価期間及び 450 日完成の撤廃

移転価格調査は通常、最大 6 年分の評価を対象とする。調査は、開始時点から約 15 か月、450 暦日以内に完了することが義務付けられている。

iii. 段階的な罰則

2023 年の評価年度以降、IRB から書面による通知を受けてから 14 日以内に要求された TP 文書を提出しないことは、有罪判決の場合、2 万～10 万リンギットの罰金及び／又は最長 6 か月の禁固刑が科される犯罪となる。

これは、コンプライアンス違反に対する段階的な罰則が明確になったものといえる。罰金は、14日間の期限を徒過した後からTP文書が提出されるまでの期間の長さに基づき、2万~10万リンギットの範囲内で決定される。

上記罰則は、要求されたTP文書が提出されなかった各審査年度につき個別に課されることとなる。

iv. TP文書未提出に対する罰則の経過措置

IRBは、会計年度が2023年5月29日以前に開始する納税者につき、TP文書未提出に対する罰則を譲歩することができる。これにより、2023年又は2024年の会計年度についての移転価格文書であって、対象となる会計年度が2023年5月29日以前に開始するものに限っては、譲歩が認められることになる。

v. 140A(3C)条の課徴金

2021年1月1日以降に開始される調査について、IRBは、移転価格調整による所得の増加又は控除若しくは損失の減少額に対して、最大5%の課徴金を課することができる。この課徴金は、移転価格調整に基づくものであるため、最終的に追徴税が課されない場合（税制優遇措置や欠損金がある企業の場合等）にも適用される。

また、納税者が利用できる任意の開示制度があり、この制度により課徴金が減額される可能性がある。

3. 要点

- TP規則2023の厳格な要件を満たさない移転価格文書は、同時文書化されていないものとみなされ、上記罰則の対象となる可能性がある。このような変更に伴い、強固でコンプライアンスに適合し、防衛可能な移転価格文書を作成する必要性は常に存在し、また、移転価格文書は同時文書化され、かつ様々な要件に準拠したものである必要がある。
- 事業再編は、IRBによる移転価格調査の中でも特に注目される分野である。そのため、意図された組織再編又は事業再編の計画を慎重に検討し、移転価格への影響を考慮する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

タイ

IIR、UTPR及びQDMTTの導入

はじめに

2024年12月26日、緊急政令「トップアップ税に関する政令2567号」（以下、「本政令」）が官報にて公布された。本政令は、多国籍企業（以下、「MNE」）に対して最低15%の税を各法域で確実に納税させ、低税率の法域への利益移転を防止することを目的としてトップアップ税を課すものである。

本政令は大規模なMNEグループに属するタイの事業体に影響を与えることになる。本政令は、MNEグループが所在する法域の実効税率（ETR）が15%を下回る場合、トップアップ税を課す。このトップアップ税は、国内トップアップ税（Domestic Top-up Tax）と国外トップアップ税（Foreign Top-up Tax）に大別される。

本政令により影響を受ける事業体

影響を受けるのは、大規模 MNE グループの一員であるタイ企業（以下、「CE⁶」）のみである。つまり、大規模 MNE に属さない企業（例：グループの年間総収入が7億5,000万ユーロを超えない、又はグループ内の全企業がタイ法に基づき設立されている場合）は、本政令の影響を受けない。さらに、本政令の適用が除外される事業体もある（政府機関、国際機関、非営利団体、年金基金、UPE⁷である投資ファンド、UPE である不動産投資ビークルなど）。タイには、大規模 MNE の一員である事業体が約100社あると予想されている。

本政令により課されるトップアップ税

本政令により課される税には主に2つの種類がある。ひとつは、QDMTT（適格国内ミニマム・トップアップ税）に基づき課される国内トップアップ税であり、もうひとつは、IIR（所得合算ルール）及びUTPR（軽課税所得ルール）に基づき課される国外トップアップ税である。これらのルールは、経済協力開発機構（OECD）のBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの第二の柱に関する枠組みに沿ったものである。

- タイに所在する CE の場合、タイに所在する全 CE の実効税率が15%未満であれば、国内トップアップ税が課される可能性がある。本政令はまた、タイの CE が、タイで発生した国内トップアップ税の納税責任を負う指定 CE（designated CE）を指定することを認めている。
- タイに所在する CE が、UPE、POPE⁸、IPE⁹に分類される場合、又は外国に CE を有する MNE グループの CE である場合であって、当該 MNE グループが低税率の法域（すなわち、当該法域の実効税率が15%未満であり、当該法域において国内トップアップ税が課されない法域）に所在する CE を有する場合、国外トップアップ税が課される可能性がある。

国内トップアップ税及び/又は国外トップアップ税は、本政令に従って、関連する各 CE に割り当てられる。

国内トップアップ税の適用

タイに所在する CE は、タイに所在する全 CE の ETR が15%に達しているかどうかを確認するために、タイに所在する全 CE の ETR を計算する必要がある。ETR は、タイに所在するすべての CE が納付した所得税（Income Tax）の合計額（Adjusted Covered Taxes）を、タイに所在するすべての CE の総収入（Net GloBE Income）で除したものである。Adjusted Covered Taxes と Net GloBE Income の計算は、本政令に基づき行われる。

ETR が15%以上の場合、国内トップアップ税は課されない。一方、ETR が15%より低い場合、タイに所在する各 CE は、その差額に対して国内トップアップ税を課されることになる。税額は、本政令に規定された QDMTT に従って計算され、各 CE に配分される。なお、タイの CE が、タイで発生した国内トップアップ税の納税責任を負う指定 CE（designated CE）を指定することを本政令が認めていることは前述の通りである。

⁶ Constituent Entity 構成会社

⁷ Ultimate Parent Entity 最終親事業体

⁸ Partially-Owned Parent Entity 一部所有親事業体

⁹ Intermediate Parent Entity 中間親事業体

国外トップアップ税の適用

タイに所在する CE は、UPE、POPE、又は MNE グループの一員とみなされる場合、他の法域に所在する MNE グループ内の他の CE の ETR が 15% より低いかどうかを検討する必要がある。

これらの CE の ETR が 15% 以上であれば、国外トップアップ税は課されない。一方、これらの CE の ETR が 15% 未満であり、これらの国内税法上、国内トップアップ税が課されない場合、タイに所在する CE は、その差額に対して国外トップアップ税を課されることになる。税額は、本政令に規定された IIR 及び/又は UTPR に従って計算され、各 CE に配分される。

トップアップ税が課される CE の主な義務

本政令に基づきトップアップ税が課されるタイの CE は、UPE の会計年度末日から 15 か月以内に GloBE 情報申告書を提出し、歳入局にトップアップ税を納付する必要がある。この期限は、最初の会計年度（即ち、2025 年 1 月 1 日以降に始まる会計年度）については 18 か月に延長され、その結果、トップアップ税の最初の納税は 2027 年となる。トップアップ税を納付する指定 CE は、3 年間の分割納付を選択できる。トップアップ税の還付は、申告期限の最終日から 3 年以内にされる。

本政令に定められた罰則

期限までに GloBE 情報申告書を提出せず、トップアップ税の全額を納付しなかった場合、追徴課税（ケースにより、トップアップ税の不足額の 100% 又は 200%）、月 1.5% の延滞税（トップアップ税の不足額が上限）、及び罰金や禁固刑を含む刑事罰が課される可能性がある。歳入庁は、申告期限の最終日から 10 年以内に、MNE グループに対してトップアップ税を賦課する権限を有する。納税者は、調査通知書（assessment notice）を受け取った日から 30 日以内であれば、調査に対して不服を申し立てることができる。歳入庁は、本政令に基づき、対象となる MNE グループを取り扱う特別調査部門を設置することが予想される。

採るべき対策

- 対象となる MNE グループのメンバーは、本政令がグループに与える影響を評価し、GloBE 情報申告に関する税務コンプライアンスに備える必要がある。
- 将来の M&A 取引や企業再編等のストラクチャーの変更（合併、会社分割及び持分の処分など）の実行は、本政令の影響を受ける可能性がある。従って、トップアップ税に関する評価は、M&A 取引等の交渉の過程でトップアップ税の問題に十分対応できるよう、早い段階（デューデリジェンスの過程など）で行う必要がある（例：トップアップ税の影響を反映した税額補償条項や保証条項の調整など）。
- 影響を受ける CE は以下に注意を払う必要がある。
 - ① 経過措置に関する更なるガイダンスは、歳入庁から近い将来に発表される予定である。
 - ② 今後予定されている国家競争力強化法（the National Competitiveness Enhancement Act）の改正により、徴収されたトップアップ税額の 50% から 70% が補助金又は交付金として適格投資家に割り当てられると予想されている。この改正は、第二の柱の影響を緩和するための、適格還付税額控除（Qualified Refundable Tax Credit、QRTC）として設計されると予想される。

香港

越境組織変更（Re-domiciliation）制度案について

2024年12月20日、香港政府は「改正会社法案2024」（以下、「法案」）を官報に掲載した。この法案は、対香港越境組織変更制度を導入するものである。同法案は2025年1月8日に立法会に提出され、成立すれば、香港国外で設立された法人がその法的身分と事業の継続性を維持した上で、香港に本店所在地を移転することが可能となる。

越境組織変更制度の範囲

越境組織変更制度案は、対内的な越境組織変更のみを認めるもので、香港以外の法人が香港に越境組織変更するための仕組みを提供するものである。この制度は、現在、香港会社法に規定されている以下の種類の会社に適用され、株式を有しない保証有限責任会社（companies limited by guarantee without a share capital）やその他の香港会社法に規定されていない会社形態については適用されない。

- 非公開株式会社（Private companies limited by shares）
- 公開株式会社（Public companies limited by shares）
- 株式を有する非公開無限責任会社（Private unlimited companies with a share capital）
- 株式を有する公開無限責任会社（Public unlimited companies with a share capital）

資格要件

越境組織変更制度案の要件は、外国企業がこの制度の適用を受けるための経済実体要件（総資産額、収益額、従業員数等）を課していない点や、株式会社に限定されていない点など、シンガポールなどに比べてより柔軟性が高いものとなっている。

具体的な資格要件については以下のものが挙げられる。

	主な要件	主な補足資料／情報
1	設立地の法律の遵守 i. 申請会社の当初の設立地の法律が、他の管轄区域への越境移転を認めている必要があり、申請会社は設立国の適用法令が定める法的要件に従わなければならない ii. 移転元の国における会社形態が、香港会社法に基づく会社形態と同一か、実質的に同一でなければならない	<ul style="list-style-type: none">• (i)及び(ii)に関する申請会社の設立国の法律を専門とする法律家の法律意見書• 越境組織変更届における確認• 取締役証明書
2	会社の最低存続期間 申請会社は、申請日時時点で少なくとも法人設立から1会計年度以上経っていないなければならない	<ul style="list-style-type: none">• 法人設立証明書の謄本• 法律意見書• 取締役証明書

3	信頼性 越境組織変更を行った会社を違法な目的に使用したり、公益に反する活動や香港の国家安全保障を危険にさらすような活動に従事したりする意図がないこと	<ul style="list-style-type: none"> 越境組織変更届における確認
4	支払能力 i. 申請会社が支払能力を有すること ii. 申請会社が清算手続中ではないこと	<ul style="list-style-type: none"> 申請日から 12 か月以内の財務諸表 法律意見書 取締役証明書
5	債権者の保護と株主の同意 i. 越境組織変更の申請は、誠実にわれ、会社の既存の債権者を欺くことを意図したものであってはならない ii. 株主は、越境組織変更に際して、移転元の法律又は申請会社の定款で規定がある場合にはその要件に照らして、それ以外の場合には株主の 75% 以上の同意を得なければならない	<ul style="list-style-type: none"> 定款及び議事録 越境組織変更届における確認 法律意見書 取締役証明書

申請方法

香港への越境組織変更申請の管理及び承認は、会社登記局が担当する。政府は、必要な情報や書類をすべて受け取ってから通常 2 週間以内に承認がなされるとしている。

申請が受理されると、申請会社は会社登記簿へ登記がなされ、一般の閲覧に供される。登記官は申請会社に越境組織変更の証明書を発行し、その日から越境組織変更の効力が生じる。

越境組織変更がなされた会社は、その効力発生日から 120 日以内に、以前の所在地における登記抹消の証拠を登記官に提出する必要がある。指定された期間内にこれを行わなかった場合、香港での登記が取り消される可能性がある。

越境組織変更の効果

1. 法的効果

香港の法律上、越境組織変更がなされた会社はその効力発生日より、香港で設立された会社とみなされる。越境組織変更がなされた会社は、同じ香港会社法上の形態を有する他の香港法人と同じ権利義務を有し、香港会社法を遵守する必要がある。

越境組織変更によって新たな法人が設立されることはない。これは、越境組織変更がなされた会社は、法人としての元来の法的身分を維持し、法人としての継続性を維持することを意味する。また、会社は越境組織変更によって、財産、権利、義務、負債、契約や法的手続等に影響を受けない。

2. 税務への影響

越境組織変更制度案は、香港で行われる事業から生じる、又は香港から派生する香港源泉の利益に対してのみ税金が課されるという一般的な課税原則を変更するものではない。

内国歳入庁令が改正され、越境組織変更がなされた会社は税務上香港法人とみなされるが、香港で納税義務を負うのは、香港において事業を行う場合に限られる。

越境組織変更後に会社が香港で事業を開始した場合に予想される香港での課税への影響についてより確実な情報を提供するために、越境組織変更前に取得した株式、特定の支出、減価償却費の許容範囲を明確化する新たな規則も導入される。また、越境組織変更がなされた会社が、越境組織変更により移転前の本国での利益や収益に対して外国の所得税や利益税を支払う義務がある場合、将来の売却や譲渡時に香港の利益税が課される際に二重課税を防ぐため、特定の条件に従って税額控除が認められる。

印紙税に関しては、越境組織変更は資産の譲渡や実質的な所有権の変更を伴わないため、香港の印紙税が課されることはない。

3. 保険会社及び認定機関

越境組織変更制度案は、規制上の理由から当初香港以外の場所で法人化された保険会社の認可保険業者や銀行業の認可機関（AI）にとって特に魅力的であろう。

越境組織変更制度案の下では、保険条例と銀行条例が改正され、越境組織変更がなされた認可保険会社又は元の本店所在地から登録抹消の義務を果たしたAIは、香港で設立されたかのように扱われ、そのように規制されることになる。

香港への越境組織変更を計画している保険会社及びAI（並びにAIの持株会社及び認可を受けたマネー・ブローカー）は、越境組織変更を申請する前に、香港のそれぞれの規制当局（保険会社の場合は保険監督庁、AIの場合は香港金融管理局（HKMA））に申請し、保険会社の場合には反対意見が存在しないこと、HKMA 規制対象事業者の場合にはHKMAの承認を得ることが義務付けられている。

保険条例と銀行条例に加え、本法案は、証券先物条例、決済システム及び貯蓄価値施設条例、マネーロンダリング防止及びテロ資金供与対策条例、金融機関条例など、その他のさまざまな金融サービス関連法の改正も規定している。

[最初のページに戻る](#)

4. 米州

米国

外国が課す「域外税」及び「差別的税」に対する対抗税制法案

概要

2025年1月21日、アメリカ合衆国下院歳入委員会のジェイソン・スミス委員長（共和党、ミズーリ州選出）は、外国が課す「域外」

("extraterritorial") 税及び「差別的」("discriminatory") 税を対象とした法案 H.R. 591 を再提出した。以下で詳細を説明するが、この法案は、域外税及び／又は差別的税を課している外国の市民及び企業に対して、米国税の税率を引き上げることを提案するものである。

本法案の成立見込み

スミス委員長は以前、2023年にもほぼ同様の法案を提出していた。当時、この法案は主にメッセージング法案としての意味合いが強かった。なぜなら、

上院と大統領職は当時民主党が支配しており、民主党は最近制定された一方的な措置を OECD/G20 包摂的枠組みプロジェクトを通じて対処しようとしていたからである。共和党が議会の両院と大統領職の支配権を獲得した現在、スミス委員長の法案は、本格的に審議される可能性が高まった。しかし、どのような税法案であれ、予算上及び政治上の複雑なハードルをクリアする必要があるため、成立の見込みは決して確実ではない。

「域外税」及び「差別的税」の定義

この法案では、「域外税」は以下のように定義されている。

「外国が法人（当該法人の事業を含む）に課す税で、当該法人が、個人の所有権を考慮せずに決定される所有連鎖を通じて、他の者（他の者の事業を含む）と関係性を有することを理由に、当該他の者が受け取った所得又は利益を参照して決定されるもの。ただし、当該法人が当該他の者の直接的又は間接的な所有権を有することを理由とする場合を除く。」

この定義は、OECD の柱 2 モデル・ルールの一部である UTPR を対象としている。なぜなら、UTPR は、課税管轄区に居住する事業体に関連する事業体が十分な税率で課税されているかどうかに基づいて適用されるからである。しかし、「域外税」の定義は、同じく柱 2 モデル・ルールの一部である IIR の外国による課税には適用されないように思われる。なぜなら、「ただし、当該法人が当該他の者の直接的又は間接的な所有権を有することを理由とする場合を除く」という除外規定があるからである。従って、この定義は、例えば、米国子会社の所得又は利益に関して英国の親会社に課される IIR を対象としていないように思われる。

また、「差別的税」とは、外国が課す以下のいずれかの税と定義されている。

(i) 当該税が、米国の所得源泉規則を当該外国を米国として適用した場合に、当該[所得源泉規則]の下で当該外国源泉からの所得とはみなされない所得項目に適用される場合、(ii) 当該税が純所得以外の課税ベースに課され、費用及び経費の回収を許可することによって計算されない場合、(iii) 当該税が、その文言上又は實際上、7701(a)(4) 及び(5)i 条（当該外国を米国として扱うことによって決定される）に基づき、当該外国の法人所得税の対象となる納税者に対する収益基準、免除、又は除外の適用、あるいは、実質的にすべての居住者（（上記のように決定された）外国法人及びパートナーシップを除く）が同等の商品又はサービスを提供する事業者が当該税の適用から除外されることを保証する範囲の制限のために、非居住者個人及び外国法人又はパートナーシップに排他的又は主に適用される場合、又は(iv) 当該税が当該外国の法律の下で所得税として扱われないか、又は当該外国によって、当該外国と 1 つ以上の他の管轄区との間で有効な所得税に関する二重課税防止協定の範囲外として扱われる場合。

この法案は、特定の源泉徴収税、VAT、GST、売上税、又はその他の類似の消費税、従価税又は取引ごと税、不動産又は動産に対する税、及び財務長官が特定するその他の類似の税などに関していくつかの除外規定を設けている。

ある措置が域外税又は差別的税とみなされるかどうかは、財務長官によって決定される。この法案は、財務長官が、報告書の日付時点で 1 つ以上の「域外税又は差別的税」を課しているすべての国をリストアップした報告書を作成することを義務付けている。長官は、この報告書を法案成立後 90 日以内に作成し、その後は 180 日ごとに 1 回作成しなければならない。従って、この法案の範囲は、長官がこれらの定期報告書にどのような措置を含めるかに大きく依存している。

救済措置：不承認の表明と税率の引き上げ

この法案は、財務長官に対し、報告書に記載された各外国と「強化された二国間対話」を開始し、貿易及び経済への悪影響に関する懸念を表明するとともに、記載された措置の撤廃を促すよう指示している。さらに、財務長官は、この法案に基づいて課される救済措置を外国に通知することが義務付けられている。

主な救済措置は、問題のある税を課す問題のある国の市民及び「当該外国で設立又は組織された、若しくは当該外国の所得税法制の対象となる」法人（「適用対象者」と呼ばれる）に課される特定の米国税（「特定税率」）の既存税率を「適用パーセンテージポイント数」引き上げることである。セクション 245A(b)で定義される「特定 10%所有外国法人」（例：米国が支配する外国法人）については例外が設けられている。

従って、財務長官がリストアップした国の法人への米国源泉支払いは、条約の有無にかかわらず、35%の源泉徴収税率が課される可能性があり、最大 50%まで上昇する可能性がある。

引き上げられた税は、「適用日」以降に開始する適用対象者の課税年度に適用される。「適用日」は通常、セクション 899(a)で義務付けられている財務省の議会への報告書提出日から始まる 180 日後の翌日である。源泉徴収税とその他の税では異なる規則が適用される。セクション 1441 及び 1442 によって課される源泉徴収税については、適用パーセンテージポイント数は、支払日、すなわち上記の 180 日間隔後の支払日に基づいて決定される。例えば、財務省が 2025 年 5 月 1 日に議会に報告書を提出し、X 国を問題のある国として特定した場合、セクション 1441 及び 1442 に基づく米国源泉徴収税の引き上げられた税率は、2025 年 10 月 28 日以降に適用対象者（問題のある外国で設立又は組織された、若しくは同国で課税対象となる外国法人）に行われる支払いに適用される。その他の税（例：ECI に対する税）については、適用パーセンテージポイント数は、上記の 180 日間隔後に開始する課税年度に適用される。例えば、財務省が 2025 年 5 月 1 日に議会に報告書を提出し、X 国を問題のある国として特定した場合、セクション 11 に基づく税率引き上げは、当該外国で設立又は組織された外国法人について、2026 年 1 月 1 日に開始する課税年度に適用される。

[最初のページに戻る](#)

5. アフリカ

南アフリカ

会社法改正

概要

2024 年会社法改正法（Act No. 16 of 2024）及び 2024 年会社法第 2 次改正法（Act No. 17 of 2024）によりコーポレートガバナンス及び財務慣行に大幅な変更が導入される。主な改正点として、「証券」の定義の株式及び債券のみへの限定、定款の改定手続の合理化、一部払込株式に関する用語の更新が挙げられる。子会社への経済的支援（financial assistance）について法定の要件が適用されないこととなり、また、社会倫理委員会に関する新たなガイドラインが策定された。取締役の義務懈怠について申立期間が延長され、また、公共サービスに関する貸貸人支払は事業再生手続において事業開始後の資金調達として扱われることとなった。これらの変更は、会社運営の透明性と効率性を高めることを目的としている。

詳細

1. 2024 年会社法改正法 (Act No. 16 of 2024)

① 定義

証券の定義が株式と債券に限定された。これは現行法から「その他の手段」が削除されたことによる変更である。

② 定款変更

第 16 条 - 定款変更は、企業・知的所有権登録局 (CIPC) が変更届を受領してから 10 営業日以内に承認又は却下されない限り、効力を生じる。当事者が希望する場合、CIPC への届出においてより遅い効力発生日とすることができる。

③ 一部払込株式

第 40 条 - 第 40 条第 5 項及び第 6 項の改正案は本条における「信託」の語の使用を修正するものである。本条は、会社は全額払込済み株式を発行しなければならないという原則の例外である。本改正により、「信託」及び「信託契約」が「利害関係者」「利害関係者契約」に変更される（これらの語の定義も改正法により定められている）。

④ 経済的支援

第 45 条 - 会社が子会社に対して又は子会社の利益のために経済的支援を行う場合には、経済的支援に関する第 45 条の要件は適用されないことが本改正により規定される。この除外は共同子会社や、子会社の持株会社に対する経済的支援には適用されない。

⑤ 自己株式取得

第 48 条 - 第 48 条第 8 項は全文が削除される。自己株式の取得に関する株主の特別決議は、(1) 取締役、特定役員又は関係者から取得する場合、並びに (2) 取得が (a) 全ての株主若しくは特定の種類株式の全株主に対する比例配分に基づく提案又は (b) 株式が取引されている認可証券取引所での取引の結果として行われるもの以外の場合にのみ必要となる。第 114 条及び第 115 条は今後適用されない。

⑥ 株主総会

第 61 条 - 公開会社は定時株主総会で社会倫理委員会報告書及び報酬報告書を提出することとなった。監査役及び社会倫理委員会は定時株主総会で選任されることが必要となる。

⑦ 社会倫理委員会

第 72 条 - 新しい適用除外 (第 72 条第 6A 項) により、親会社が必要な機能を満たす委員会を設置している場合、子会社は自社で委員会を設置しないことが許容される。さらに、新たな条文 (第 72 条第 7A 項、第 8A 項、第 9A 項、第 11 項) により、社会倫理委員会の構成及び運営上のガイドラインが詳細に規定される。社会倫理委員会は 3 名の委員で構成され、公開会社の場合、その過半数は過去 3 会計年度において会社の日常業務に関与しておらず、関与したことの無い取締役でなければならない。その他の会社の場合、委員は 3 名以上の取締役又は特定役員で構成され、そのうち少なくとも 1 名は日常的な業務運営に関与しておらず、過去 3 会計年度において関与したことの無い取締役でなければならない。社会倫理委員会の欠員は 40 日以内に補充しなければならない。

⑧ 監査役選任

第 90 条 - 年次財務諸表の監査が義務付けられている会社は、株主総会において監査人を選任しなければならない。

⑨ 第 4 章の適用と解釈

第 95 条 - 従業員持株制度の定義が改正され、その方法として会社株式の購入が認められることとなった。

⑩ 事業開始後の資金調達

第 135 条 - 公共サービスに関する貸貸人による支払いは、事業再生手続において、事業開始後の資金調達として扱われる。

2. 2024 年会社法第 2 次改正法 (Act No. 17 of 2024)

① 取締役及び特定役員の実任

第 77 条 - 正当な事由がある場合、裁判所は、取締役及び特定役員に対する裁判手続の提起期間（原因となる行為の後 3 年間）の延長を認めることができる。

② 役員義務懈怠又は監督処分の実立

第 162 条 - 取締役の義務懈怠又は監督処分の申立期間は 24 か月から 60 か月に延長され、正当事由があればさらに延長が認められる。

[最初のページに戻る](#)